

社会福祉法人杉沢の虹役員等の報酬に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人杉沢の虹定款第八条、第二十一条、評議員選任・解任委員会細則第5条に基づき、理事、監事及び、評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬に関し、必要な事項を定める。

(報酬の額)

第二条 役員等が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会等に出席した場合や、監査を実施した場合、その他法人の業務を行った場合には報酬として別表に定める額を支給する。

2 前項に定める場合のほか、役員等が杉沢の虹の業務を行うために旅行した場合は職員の旅費支給の例により計算した額を支給する。

(重複支給の禁止)

第三条 常勤の職員が役員等の職員を兼ねるときは、常勤として受ける旅費相当の費用支給するものとし、役員としての旅費は支給しない。

(報酬の支払方法)

第四条 役員の報酬及び旅費の支給方法については、年度末に一括支払いとする。

附則

この規程は、平成29年1月25日から施行する。

別表

	4時間未満	4時間以上
① 見附市に居住するもの	2,000円	4,000円
② ①以外の地域に居住するもの	3,000円	5,000円